

地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
平成27年度決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

◎ 平成27年度決算

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 357,254 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費(一般財源) 3,082,991 千円

(歳出の内訳)

(単位:千円)

項 目	決算額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県支出金	その他特定財源	一般財源
1 医療	2,061,333	70,217	352,612	902	1,637,602
2 介護・高齢者福祉	3,393,003	726,491	461,401	1,693,631	511,480
3 子ども・子育て	1,658,107	667,095	361,296	144,743	484,973
4 障害者福祉	705,288	341,791	167,536	0	195,961
5 貧困・格差対策	522,616	389,505	14,852	0	118,259
6 その他	134,977	0	261	0	134,716
合 計	8,475,324	2,195,099	1,357,958	1,839,276	3,082,991

<用語説明>

- 国庫支出金
国が特定の事業に対し、地方公共団体に交付する給付金。
- 県支出金
県が特定の事業に対し、市町村に交付する給付金。
- その他特定財源
用途が特定されている財源のうち、国庫支出金、県支出金を除いたもの。
負担金、手数料など。
- 一般財源
用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。